

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第69号) 2021年10月2日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0026 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で32周年

皆様のご支援のお陰で、本日、当事務所は32回目の創立記念日を迎えることができました。これまでのご厚情を深く感謝いたします。

一昨年11月に中国の武漢から拡がった新型コロナウイルス感染症は未だに終息する気配を見せておりません。そうした中、当事務所のスタッフも家族も、漸くワクチンを接種することができ、重症化の恐怖から逃れて仕事や生活ができるようになりました。1日も早く、安心して暮らせる日が来ることを祈っています。

さて、20周年記念の山口線完歩から始まった線路沿いの旅は、新型コロナウイルス感染症第5波がピークアウトし、新規感染者が少なくなったことから、久々に山陽本線西方面で先月から旅を再開し、山口県を過ぎて広島県に入り大竹駅（大竹市）に達しました。

また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、やはり大会が相次いで中止になっていますが、それでも間隙を縫って小規模な大会のハーフマラソンに参加しました。その結果、ハーフマラソンは35回目の完走を果たし、全47都道府県の大会に出場するという目標は18都道府県に達しています。年老いて走れなくなる前に全国制覇したいものです。

今後とも、皆様のご支援をよろしく申し上げます。

民法（相続法）改正について

今年の通常国会で行われた民法等の改正の内、相続登記・住所変更登記等が義務化されること及び相続した不要な土地を国に寄付する制度が新設されたことは既にお知らせしておりますが、その他に不明相続人の不動産持分取得・譲渡制度も新設されました。相続人

の中に行方不明者がいる場合、そのままでは遺産分割協議ができません。そのため、これまでは行方不明者のために相続財産管理人を家庭裁判所で選任してもらい、その管理人に代償金を支払うという遺産分割協議を成立させて、不動産の相続登記をしていました。しかし、管理人はいつまでも代償金を管理していなければならないという問題や、管理人の報酬が発生するという問題がありました。そこで、改正法では、相続開始後10年を経過した場合には、裁判所の決定を得て、行方不明者の不動産の持分に相当する金額を供託して、他の相続人が不動産を相続したり、第三者に不動産を譲渡することができるようになりました。これにより、不在者の財産管理人を選任する必要がなくなりましたが、10年を経過する前であっても、従来の方法や別に新設された所有者不明土地・建物管理人を選任することも可能です。

先月の出来事と今後の予定

1. 先月（2021年9月）の出来事

14日（火）島根県司法書士会 総合相談センター 電話相談 相談員

16日（木）島根県司法書士会 成年後見委員会（Web）

22日（水）島根県司法書士会 益田支部 研修会

2. 今月（2021年10月）の予定

1日（金）島根県司法書士会 機構改革推進委員会（Web）

7日（木）益田市市民後見人養成講座 講師

12日（火）総務省 総合行政相談所 相談員

20日（水）益田鹿足成年後見センター 定例会（津和野町）

21日（木）益田アサヒほろにが会

3. 来月（2021年11月）の予定

11日（木）島根県司法書士会 総合相談センター 電話相談 相談員

17日（水）益田鹿足成年後見センター 定例会

18日（木）益田アサヒほろにが会